

当施設が提供する指定介護福祉施設サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 施設の概要

事業者の名称	ひかりの園
所在地	浜松市中央区根洗町681番地の5
電話番号	053(437)8289
法人種別	社会福祉法人
代表者の職・氏名	理事長 栗本昌紀

施設名	静光園デイプラザ
施設の住所	浜松市中央区小沢渡町1300番地の1
介護保険事業者番号	2277100331
管理者氏名	清水靖志
電話番号	053(445)4165
ファクシミリ番号	053(445)4166

2 施設職員の概要

職種	体制	資格
管理者	1名 兼務	介護福祉士
生活相談員	1名以上 常勤換算で	社会福祉士他
看護職員	1名以上 常勤換算で	看護師
介護職員	7名以上 常勤換算で	介護福祉士・ヘルパー2級他
機能訓練指導員	1名 常勤換算で	理学療法士

※兼務：静光園を兼務

3 施設の設備概要

施設名	静光園デイプラザ
定員	45名
食堂及び機能訓練室	207.42㎡
静養室	19.95㎡
相談室	21.62㎡
浴室	個人浴槽 1 一般浴槽 1 特殊浴槽 3
その他	送迎車 5

4 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

サービスの種類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・利用者の状態や要望により、食事場所や時間を配慮します。 【食事時間】 昼食 12:00 ・食後には、利用者の身体状況に配慮した適切な口腔ケアを援助します。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立についても適切な援助を行います。 ・身体状況で機械を用いての入浴も可能です。
健康管理	・緊急等必要な場合にはご家族に連絡し、かかりつけ医等に受診していただきます。
社会生活上の便宜	・当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、レクリエーション行事を企画します。
相談及び援助	・当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 【相談窓口】相談員 家現 ・ 尾嶋 ・ 豊盛
機能訓練	・利用者の状況に応じて、理学療法士による個別機能訓練、グループ体操を行います。
提供時間	・月曜日～土曜日 9:30～15:45（祝日も提供） ・休業は日曜日及び1月1日～1月3日
送迎 (通常事業範囲)	・浜松市中央区内下記地域 中田島町・寺脇町・三島町・楊子町の以西 雄踏町・志都呂町・大平台・入野町の以南 北寺島町・砂山町の以西 かつ 板屋町・松城町・広沢・富塚町の以南 ※上記の内、利用者の身体に負担がかからない所要時間の範囲内（利用者の状態及びご家族等の状況によって検討させていただきます）

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理 容	・理容店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

5 利用料

(1) 法定給付

区 分	内 容
法定代理受領の場合	・ 介護報酬の告示上の額 (介護保険負担割合証表示割合)
法定代理受領でない場合	・ 介護報酬の告示上の額 (介護サービスの基準額に同じ)

(2) 法定外給付

区 分	内 容
食 費	・ 780円/日(昼食680円、おやつ100円)

(3) 利用者の選定により提供するもの

区 分	内 容
特別な食事	・ 要した費用の実費
実施地域外の送迎	・ 10円/1kmあたり
有料道路を利用した場合	・ その通行料金
おむつ代、日用品等	・ 実費(必要に応じ)
その他	・ その他、入居者及びご家族等とご相談の上、必要と認めた費用 ・ 介護保険給付超過分は実費

(4) キャンセル料

区 分	内 容
780円	・ ご利用日の前日17時00分までにご連絡がなかった場合、食費相当額をいただきます。
無 料	・ ご利用日の前日17時00分までにご連絡があった場合。 ・ 体調不良は、ご利用日当日8時までにご連絡があった場合。

(4) 料金の支払い方法

あなたが当施設に支払う料金の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月15日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、月末までにお支払いください。支払方法は、銀行振込または口座自動引き落としのどちらかをご契約の際に選んでください。

(5) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載(あなたが保険料を滞納しているためサービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日あなたの保険者である市町村の窓口に提出して差額(介護保険適用部分の9割)の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- あなたが居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合には、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。尚、居宅介護サービス計画をまだ作成していない場合には、当事業所の担当職員が通所介護サービスについてご説明します。
- この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業所の管理者が介護サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) 利用の継続

- 初回後も、サービスを利用する場合は担当ケアマネージャーに利用日を伝えてください。担当ケアマネージャーと当事業所の連携のもと利用日を確定します。原則的に直接の申込みは受けられません。

(3) サービスの終了

イ 当施設の都合でサービスを終了する場合

- 人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了の30日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- あなたが他の介護保険施設に入院または入所した場合。
- あなたが要介護度が非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- あなたが亡くなったとき。

エ その他

- 当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為（緊急やむを得ない場合以外の身体拘束、虐待、ハラスメント等）を行った場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- あなたがサービスの利用料金を滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず3ヶ月以上支払わない場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。
- あなた又は家族が、この契約を継続しがたいほどの背信行為（ハラスメント等）を行ったと認める場合は、文書であなた又は家族に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。
- 利用者が契約時の住所変更、または居住地変更により提供地域以外になる等、サービスの継続が困難になった場合、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 ご利用の際に留意いただく事項

来訪・見学等	・ 面会時間は9:30～15:45です。
居室・設備・器具の利用	・ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	・ 喫煙は決められた場所をお願いいたします。原則、飲酒はできません。
迷惑行為	・ 騒音等他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	・ 貴重品、現金等の持ち込みは原則としてお断りしています。
宗教政治活動	・ 事業所内での他の利用者に対する布教活動、政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	・ 事業所内へのペットの持ち込みはお断りいたします。

8 非常災害対策

非常時の対応	・ 別途定める「特別養護老人ホーム 静光園 消防計画」に則り、対応を行います。			
近隣との協力	・ 併施設設職員とも非常時の相互の応援対応を行います。			
平常時の訓練	・ 別途定める「特別養護老人ホーム 静光園 消防計画」に則り、年間2回以上の避難訓練を行います。また、利用者の方にも参加して頂く場合もあります。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	自動火災通報装置	あり	非常通報装置	あり
	誘導等	あり	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	あり		
消防計画等	消防署への届出日 防火管理者氏名 平成21年 8月 1日 倉 田 智 治			

9 業務継続

当事業所は、非常災害が発生した場合には原則休止となります。事業所内位の安全確保、ライフライン復旧状況等と、地域の安全確保を確認の上、早期にサービス提供できるように努めます。

サービス提供中に非常災害が発生した場合には、当事業所及び併施設設避難誘導、安全を確保し、ご家族と連絡を取り対応の検討等行います。サービス提供前の午前8時に、暴風雨等の警報が発令されている場合は、安全確保のため休止となります。

10 苦情処理

あなた及びご家族等は、当事業所の通所介護サービスの提供について、いつでも苦情を申し点てることができます。あなたは、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。

・ 苦情相談窓口	窓口担当者	家現・尾嶋・豊盛
【ご利用時間】	月曜日～金曜日	8:00～17:00
【ご利用方法】	電話又は面接（面接をご希望の場合は事前にお電話ください）	
・ 苦情担当第三者委員	荻 野 英 子（元民生委員）	053-436-0982
・ 住民登録されている市・区・町の介護保険担当窓口		
・ 静岡県福祉サービス適正化委員会	054-653-0840	

1 1 身体拘束等の廃止

当事業所の通所介護サービス提供に当たっては、緊急やむを得ない場合（緊急性、切迫性、代替性）を除き、身体拘束等はいりません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、あなた及びご家族に説明・同意の上行い、事由・日時・利用者の心身の状況等を記録します。

身体拘束廃止に関する責任者 相談員 家現・尾嶋・豊盛

1 2 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のために、成年後見制度利用の支援、従事者に対する虐待防止の啓発・普及のための研修を実施しています。

当事業所は、サービス提供中に介護従事者、擁護者（利用者の家族等、高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者にたいする支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、市区町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 相談員 家現・尾嶋・豊盛

1 3 ハラスメント

当事業所は、身体的暴力、セクシャルハラスメント等の防止ために、従事者に対するハラスメント防止の啓発・普及のための研修を実施しています。

あなた及びご家族等から当事業所従事者へのハラスメント行為があった場合には、やむを得ず契約解除に至る場合があります。

ハラスメントのに関する責任者 相談員 家現・尾嶋・豊盛

1 4 事故予防

当事業所は、介護事故予防のために、従事者に対する介護事故予防の啓発・普及のための研修を実施しています。また、職員の目が離れた際や不在時など、不測の事態が起きる可能性があります。

事故予防のに関する責任者 相談員 家現・尾嶋・豊盛